

平成17年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成17年12月20日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第80号 西濃環境整備組合構成市町村の数の減少及び規約変更について
- 日程第3 議案第81号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第4 議案第89号 瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第91号 瑞穂市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第92号 瑞穂市墓地条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第98号 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第100号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第85号 瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第86号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第87号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第88号 瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 閉会中の継続調査申出書について
- 日程第14 議案第83号 瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第90号 瑞穂市集会場条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第93号 瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第94号 瑞穂市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第95号 瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第96号 瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第97号 瑞穂市横堤公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第101号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第102号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第103号 平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 閉会中の継続調査申出書について
- 日程第25 議案第79号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 日程第26 議案第82号 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

- 日程第27 議案第84号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
 日程第28 議案第99号 平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）  
 日程第29 発議第12号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書について  
 日程第30 発議第13号 議会制度改革の早期実現に関する意見書について  
 日程第31 発議第14号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書について  
 日程第32 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配付しましたとおり、12月16日、意見書が3件提出され、受理しましたので報告します。

1件目は、広瀬捨男君から発議第12号「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書について、2件目は、西岡一成君から発議第13号議会制度改革の早期実現に関する意見書について、3件目は、広瀬捨男君から発議第14号「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書について、これら3件については、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

日程第 2 議案第80号から日程第 8 議案第 100号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第 2、議案第80号西濃環境整備組合構成市町村の数の減少及び規約変更についてから日程第 8、議案第 100号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 小寺 徹君。

厚生常任委員長（小寺 徹君） 厚生常任委員会における委員長報告を行います。

当委員会に付託されました7議案について、12月9日に慎重に審査しましたので御報告いたします。

まず最初に、議案第80号西濃環境整備組合構成市町村の数の減少及び規約変更について、執行部から、現在3市8町で組織されている当組合については、平成18年3月26日付で安八郡墨俣町が大垣市との編入合併により脱退するため、当該組合規約の墨俣町を削り、組合議員の定数を25人から23人に改正する規約を定めるものとの説明がありました。

続いて質疑に移り、組合運営費の費用負担の割合の仕組みと各市町村の負担割合はどのよう

に変わるのか、また墨俣町の大垣への編入合併により瑞穂市への影響はどのようなものがあるかとの質疑に対して、負担金はごみの搬入量割、人口割、均等割の3本立てで決められており、墨俣町が大垣市に編入されても、搬入量割、人口割は墨俣地域のごみも搬入されますので、変わらないとの答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、討論もなく、採決の結果、議案第80号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、執行部から、当協議については、市民の便宜を図る目的で近隣24市町と広域相互発行協定を結び、戸籍の謄抄本、住民票の写し、印鑑・納税証明書等の相互発行を行っているが、平成18年3月27日付で養老郡上石津町及び安八郡墨俣町が大垣市に編入合併されることにより、2町との規約を廃止するものであるとの説明がありました。

以上、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第81号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、議案第91号瑞穂市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、議案第92号瑞穂市墓地条例の一部を改正する条例について、議案第98号瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についての4議案については、提案の理由が共通していますので一括審査をしました。

執行部より、これまで公共施設の適正な管理を図る観点から、委託は瑞穂市施設管理公社等に限定されていた。しかし、これら4議案は、地方自治法第244条の2の改正により、民間業者の参入を図る指定管理者制度の創設に伴い管理委託制度が廃止されるため、条文の改正を行うものとの説明がありました。

それぞれ各議案の内容について報告をいたします。

議案第91号については、老人福祉センターの名称を瑞穂市老人福祉センターに改める。施設の管理運営を市の直営とするための関連条文を改正する。以上、議案第89号、92号、98号についても同様の趣旨から管理委託制度を定めた条文を削除するものとの説明でありました。

続いて質疑に移り、管理運営を見直した場合、実際どのような作業が出てくるのかの質問に対して、市民部が所管している施設の中で業務を行うための管理を施設管理公社等に委託しているが、それぞれの施設に職員等が配属され、管理運営業務として予算を計上していますので、現実的に作業の体制は変わらないとの答弁でありました。

現在の施設管理公社に委託する方法と指定管理者制度でみずほ公共サービス株式会社、または一般事業者へ委託する場合とではどこが違うのかの質問に対して、今までの施設管理公社の場合、やはり公社であるので業務そのものに責任を持たせた契約ができたが、指定管理者制度

で民間に委託した場合には長期的に責任を持った契約体制がとりにくいため、今までどおり各施設管理は市が行う必要があるとの答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、討論もなく、採決の結果、議案第89号、議案第91号、議案第92号、議案第98号は、いずれも全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第 100号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、執行部から、歳入歳出それぞれ 2 億 7,880万 4,000円を追加補正し、予算の総額を36億 8,430万 5,000円とするもの。

歳入の主な内容は、国庫補助金の財政調整交付金のうち普通調整交付金について当初 6,619万 1,000円計上していたが、10月末現在で 8,703万 3,000円の交付通知があり、差額 2,084万 2,000円の増額補正をするもの。また、退職被保険者に対し総医療費から保険税を引いた金額が交付される退職者医療療養給付費交付金については、当初 3 億 4,360万 6,000円を計上していたが、退職者の医療費が予想より多く、10月末現在で昨年の決算額を上回り、5 億 4,997万 6,000円の交付通知があり、差額 2 億 637万円を増額補正するもの。また、本年度から創設された総医療費の 5 %が交付される予定の県財政調整交付金については、当初交付金の算出が難しく、3,677万 2,000円を計上していたが、10月末現在で 8,503万 5,000円の交付通知があり、差額 4,826万 3,000円を増額補正するもの。

歳出の主な内容は、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者高額療養費等の増額により、保険給付費 3 億 1,388万 6,000円を増額補正するものであるとの説明がありました。

続いて質疑に移り、退職者医療療養給付費交付金が 2 億 637万円増額補正されているが、退職被保険者の療養費等が伸びていると理解してよいのかとの質疑に対して、退職者総医療費から退職者保険税分を差し引いた額が支払基金を通じて政府管掌保険、共済組合等から交付されてくるが、多く交付されてくるということは、その分退職者の方がより多く医療機関にかかっているとの答弁でありました。

また、退職者を初め高額療養費が大きく伸びているが、予防対策はどのようにしているかとの質疑に対して、予防対策については疾病予防費として税の 1 %ほどを計上し、保健センターとタイアップして事業を実施しているが、ここに至るまでの身体づくりは10年、20年という単位で、子供のころからの健康づくりを市全体で考えていく必要があるとの答弁でありました。

以上、質疑、答弁の後、討論もなく、採決の結果、議案第 100号は全員一致で原案のとおり可決されました。

なお、付託された議案を審査した後、一般会計補正予算における当委員会関係箇所について執行部から説明を受けました。健康保険税、介護保険料の大幅な増大が懸念される中、市民の健康対策を考慮し、医療費の抑制を図るため、保健事業活動の積極的な対策に努力されること

を要望し、本委員会の研究課題にすることを確認しました。

以上をもって、厚生常任委員会の報告といたします。平成17年12月20日、厚生常任委員会委員長 小寺 徹。

以上、厚生常任委員会の報告でございます。

議長（土屋勝義君） これより議案第80号西濃環境整備組合構成市町村の数の減少及び規約変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第80号西濃環境整備組合構成市町村の数の減少及び規約変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第81号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） これですべての討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第81号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第89号瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、議案第89号瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

89号を含め、議案第85号から98号まで、公の施設に係る委託管理制度を変更する条例です。私は、これに反対の趣旨をここで一括して述べさせていただきます。

反対理由は2点です。1点は、執行部の説明責任の不足、もう1点は、指定管理者制度が直営かにかかわる一連の流れへの疑問からです。

まず、説明責任から述べます。

私は、ほとんどの常任委員会を、所属する文教以外は傍聴するという形でかかりましたが、所属する文教の常任委員会で、今までは直営だったのか、現在直営はどこかという質疑に、うすずみ研修センター以外はすべて直営であったという説明でした。しかし、疑問を感じたので、その日に県庁へ行って説明を求めますと、今まで施設管理公社に委託管理を任せていたのであれば直営とは言えないという説明で、執行部の説明というのは非常に混乱していたということがわかりました。また、総括質疑で、今まで施設長に辞令を出していたが、今後は出さないというような説明もあり、どの常任委員会でも質疑は混乱をきわめていました。委員の皆様も、聞けば聞くほど、わかろうとする人はわからなくなる議員が多く、時間がいたずらに長引いていました。ある委員会では、採決に当たってある議員が民営化はいいことだから賛成討論を打ち、委員長に「執行部は直営にしているのです」と訂正されるや、「直営」と一瞬黙

った後に、「直営、いいことじゃないの、賛成」と混乱のままに賛成しています。このように、公の施設を直営にするという市長を初め執行部の詳細な説明は整合性のない説明で、議員と市民を混乱させました。

以上、議員が質問しない限り、きちんと説明責任を果たさなかった。説明もいろいろであったということで、説明責任の不足は免れないと思います。

また、一連の流れとしても、9月議会で指定管理者制度はとらない、うすずみ研修センターだけと言いながら、公募によらない指定管理者の選定という例外規定をつけたまま指定管理者の条例を提案、これは可決いたしました。しかし、今議会で議員の請求によって出された資料を見ると、42業務のうち半分は入札、6分の1が公社、残りがみずほ公共サービス株式会社と割り振られています。また、12月9日の厚生常任委員会で、将来、施設管理公社とみずほ公共サービス株式会社はどうしていく考えかと問われ、市長は、将来、民間企業が施設管理公社やみずほ公共サービス株式会社よりも効率的に運営できるようになればなくしていてもいいと答えています。また、15日の一般質問に答えて、市長は新しい給食センターは配送のみ民間委託と言っていた前言をあっさり否定し、栄養士以外の業務はほぼ委託の内容の発言をしています。これらの流れから、近い将来、指定管理者制度に移行させる考えなのではないかという疑問は消えません。つまり、今後、現在の学童保育のように公設民営を直営とひとまずしておいて、実態が整えば指定管理者制度に行くのではないかという疑問が消えないわけです。もしそうだとすると、なぜここで「指定管理者制度を取り入れます」と言わないで、「直営にします」とこだわるのかわかりません。その真意は何なのかという大きな疑問が生じます。

議案第85号から98号までは、確かに改正自治法に合わせて修正の必要が生じているものと理解はできますが、直営にすると言いながら指定管理者制度への移行を目指している流れの一つであると思われる以上は、そして直営であるという説明である以上は、私はこの議案に反対せざるを得ません。

以上、執行部の説明責任がしっかり果たされなかった点と、瑞穂市の指定管理者制度に係る流れが余りに不透明であるという二つの点から、私は瑞穂市の公の施設に係る議案第85号から98号までに反対いたします。

市民の代表として選ばれてきたほかの議員の皆様にも、安易な賛成をしてよいものか、再考を促すものです。以上で終わります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、議案第89号に反対する立場から討論を行いたいと思います。



今、熊谷議員が大変整理をされて反対の討論をされました。私も同感するものでありますけれども、もう少し違う角度からも発言したい点がございますので、討論を行いたいと思います。

執行部は、地方自治法第 244条の 2 の改正に伴いということ、管理運営を見直していくというふうに言われております。確かにそこだけに目を向ければ、指定管理者が直営かになったわけだから、この施設管理公社の部分については削除をする。これは賛成していいんじゃないかというふうに一見してなろうかと思えます。しかし、我々が物の本質を見きわめるためには、何をどう見なければいけないのか、このことが非常に重大な問題であります。それは先ほど熊谷議員が言われましたように、執行部が全協の席で提出された、その資料が実は執行部の考えでありますから、それを踏まえて考えなければいけないわけでありまして。そうすると、今、熊谷議員が討論の中で言われたように、これまで施設管理公社に委託していた事業の42事業中21事業が民間に委託されるということが予想されているわけでありまして。だとするならば、松野市長のおっしゃる指定管理者制度ではなくて、直営にしていくんだというこの直営というものが、直営イコール42分の21ということになる、民間ですね。こういうような話が、この資料を見た限りでは、小学校の子供でもおかしいんじゃないかというふうには考えざるを得ないわけでありまして。

とりわけ、総括質疑の中でも申し上げましたけれども、厚生常任委員会でも効率が上がれば施設管理公社もみずほ公共サービス（株）も将来的にはなくしていくんだというような発言をされている。そういうことにかんがみますと、本条例案の改正は地方自治法第 244条の 2 の改正を大義名分としながら、民営化の流れを後戻りできないものにすることが松野市長の考えであるというふうには私は断じざるを得ないわけでありまして。

ちなみに、総括質疑の中で申し上げましたけれども、そもそも官から民への流れというのは、結論から言いますと、19世紀の資本主義への後戻りになる。市場原理万能主義、弱肉強食、自助努力、これが原理的な資本主義なんです。資本主義の本質なんです。その本質をもち出した路線が、いわゆる新自由主義という現代の流行なんだ。しかし、これは10年たったら社会的問題が発生して、ひずみを是正しなければならない時期が必ず来るんです。揺れ戻しが来るんです。そんなこともわかっている。そういうことを資本主義の中で繰り返しながら、資本主義体制をどう維持・延命するかということを考えているわけですが、そういう意味からいたしましても、そもそもこの新自由主義に基づく小泉首相の規制緩和路線、そして具体的に言えば、この地方自治法の改正に伴うようなことが連動してくるわけでありまして。

いずれにいたしましても、そういうふうな本質、背景を頭に入れながら本議案を見ると、結論的には反対をせざるを得ない。とりわけ、施設管理公社の今後について、職員なんかについてはどういう話をされているのか。こういう流れが現にこの議会の中であるのであるならば、現場の職員にどういう話をされているのか。現場の職員と話をされた方や、あるいは私も直接

聞いても何も知らない、そういう状況で果たしていいのかというふうには私に思いますので、決してこの 244条の2の改正の面にのみ目を向けて賛成というわけにはまいらないということでもあります。反対の討論を終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第89号瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第91号瑞穂市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第91号瑞穂市老人福祉センター条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第92号瑞穂市墓地条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第92号瑞穂市墓地条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第98号瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第98号瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第 100号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、本議案のほか、99号、101号、102号、103号についても反対をいたしますが、その理由は職員の給与の問題に関連するからであります。

これは総括質疑の中でも申し上げたと思いますけれども、やはり不況の中では、とりわけ官の給料をどの程度に維持していくのか、このことは非常に大事だと思うんですね。とりわけ瑞穂市の場合は、日本全国最下位であるというふうな実情もございますし、そう考えてくると不況の中で官がどんどんどんどん、労働条件、あるいは給料が低下していくということになりますと、それを民間が官でもそうなっているじゃないか、官でももう親方日の丸じゃないんだぞというような言い方で民の方の労働条件だとか賃金がどんどん引き下げられていく。大きな組織を持ったところでもそうです。とりわけ私のように現場で働いている人間には、労働基準法もヘチマもあったもんじゃない。それぐらいの状況があるわけですね。それがさらに悪くなったら、本当にもう生きていけません、はっきり言って。

そういうことからかんがみましても、こういう不況のときにはとりわけ、ましてや日本で一番安い市の職員の給料を、さらにまた国が下げたから下げるといようなことは断じて許されるのではないと思うんですね。国が決めたからというけれども、しからば国が決めたこと以外に市として職員給与を高めていくような手だてはどうするんだと。最低限、40代、50代でも生活をしていかなきゃいけない、それだけの保障を他の自治体と比較しても劣らないようなものにどうしていくのかということをしっかり主体的に考えていただかなきゃいけない。ところが、そういうことが全くない。市の職員もそうです。議員もそうだと。繰り返しますけれども、三役だけは全国水準、平均並み、それでへらへらしている。そういう常識は、私から見れば異常であります。異常な感覚でもって市の職員に対したり、議員に対したりするようなことは断じて許されるものではないというふうに私は思っておりますので、そういう意味からしても、本議案以下、先ほど申し上げた議案については反対をいたしますので、その討論は省略させていただきますが、御了承いただきたいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 100号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第 100号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第85号から日程第12 議案第88号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第9、議案第85号瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第88号瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

これらについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 篠田 徹君。

文教常任委員長（篠田 徹君） 文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

文教常任委員会における議案審査の内容及び結果について御報告を申し上げます。

文教常任委員会に付託されました案件は、議案第85号瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例について、議案第86号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について、議案第87号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、議案第88号瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例についての4件でございます。

審査の経過について申し上げます。

12月12日、文教常任委員会を巣南庁舎3階3-2会議室において開催し、付託されました議案について、全委員の出席の中、議長、教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長及び生涯学習課長の出席を求め、それぞれ詳細な説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の内容及び結果を議案に沿って、要点と質疑内容及び討論を簡潔に申し上げます。

議案第85号瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例については、地方自治法第244条の2、公の施設の管理を法人その他の団体（指定管理者）に行わせることができるとの改正に伴い、

公民館において現行条例の管理運営の内容を見直し、条文の改正を行うものであります。具体的には、改正前の地方自治法第 244条の 2 では、「必要があると認める場合は条例において地方公共団体が出資している法人に委託することができる」とあり、これを受けて、瑞穂市条例で「管理運営の一部を財団法人瑞穂市施設管理公社に限定して委託することができる」とある条文を削除し、改正後の地方自治法第 244条の 2 と整合させる必要がある旨の説明がありました。

質疑では、現在の瑞穂市の委託管理施設は瑞穂市直営であるという明確な説明や審議がなされていないこと、指定管理者制度を導入した場合の利用料金の設定を含めた取り扱いについて、また現状の施設管理体制を維持していくのかどうかという今後の管理方針に関することの質疑がありました。執行部から、地方自治法第 244条の 2 の改正に伴い、瑞穂市条例の管理運営の内容を見直し、条文の改正を行うものである説明が再度ありました。

反対討論は、今回の条例改正は、今後、指定管理者に移行していくための改正であるから賛成できないという意見がありました。

賛成討論では、地方自治法の改正により公共施設が活力ある民間にて管理できるようになり、当市の条例も改正する必要があるため、改正案に賛成する旨の発言がありました。

以上、慎重に審査した結果、議案第85号瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例については、採決に当たり、公的施設が民間で管理されると利潤の追求のためサービスの低下が起こる可能性があり、この議案はさらに慎重に審査する必要があるとの立場から、採決に加わらない退席者が 1 名ありました。後の採決で、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員全員が参加の上、議案第86号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例については、執行部より、議案第85号の説明と同様である旨の説明がありました。

質疑、討論についても、議案第85号と同様な質疑、反対討論、賛成討論が行われました。採決に当たり、同じく退席者が 1 名ありましたが、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員全員参加の上、議案第87号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についても、執行部より、議案第85号の説明と同様である旨の説明がありました。

質疑、討論についても、議案第85号と同様な質疑、反対討論、賛成討論が行われました。採決に当たり、同じく退席者が 1 名ありましたが、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、委員全員参加の中、議案第88号瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例についても、執行部より、議案第85号の説明と同様である旨の説明がありました。

質疑、討論についても、議案第85号と同様な質疑、反対討論、賛成討論が行われました。採

決の結果、可否同数にて、瑞穂市議会委員会条例第17条により、委員長の決するところにより原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が付託された議案審査の内容及び結果の報告です。

次にその他の議題として、給食センター建設、小学校大規模改修工事を間近に控え、議会閉会中も継続調査の申し出があり、全員一致で調査することと決定いたしました。

以上、会議規則第39条の規定により報告いたします。平成17年12月20日、瑞穂市議会 文教常任委員会委員長 篠田 徹。

議長（土屋勝義君） これより議案第85号瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第85号瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第86号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第86号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第87号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第87号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第88号瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。



まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第88号瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第13 閉会中の継続調査申出書について

議長（土屋勝義君） 日程第13、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

文教常任委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時13分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第14 議案第83号から日程第23 議案第103号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第14、議案第83号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてから日程第23、議案第103号平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 広瀬時男君。

産業建設常任委員長（広瀬時男君） ただいま一括議題となりました10議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設常任委員会は、12月13日午後1時半から巢南庁舎公室で開催しました。全委員が出席し、執行部から所管の部長、調整監、課長の出席を求め、各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

各議案ごとに要点を絞って報告します。

議案第83号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定については、質疑、討論なく、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第90号瑞穂市集会場条例の一部を改正する条例については、別府の駅西会館を規定した条例ですが、報告すべき質疑、討論なく、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第93号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例については、簡易な清掃、戸締まり、施設利用の受け付けなどを、隣接する瑞穂市巢南公民館と一体的に施設管理公社に委託していたとの補足説明があり、報告すべき質疑、討論なく、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第94号瑞穂市駐車場条例の一部を改正する条例についてと議案第95号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例については、駐車場及び自転車駐車場の収支について質疑があり、両施設は施設管理公社が一体的に管理しているため、駐車場は若干の黒字、駐輪場は年間で400万ほどの赤字であると答弁がありました。

また、施設の運営方法についても質疑がありました。現在は、駐車料金などの現金収入は一般会計で歳入し、施設の電気代や電話代、監視用モニター費用などは施設管理公社が支払い、市は施設管理公社への委託料として負担していましたが、直営になるとこれらの費用を市が直接支払うようになるとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第96号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第97号瑞穂市横堤公園条例の一部を改正する条例については、清掃など公園の管理を施設管理公社に委託していたものを、地方自治法の改正や施設管理公社の寄附行為を考慮して、条文を削る改正であると補足説明がありました。

また、市役所穂積庁舎と第3駐車場の間にある横堤公園は、都市公園に指定していないので条例が別になっているが、内容は同じであるとの補足説明がありました。

これらの2議案については、報告すべき質疑、討論なく、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第101号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第102号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）、議案第

103号平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の3議案は、報告すべき質疑、討論なく、すべて全会一致で原案どおり可決しました。

産業建設常任委員会に付託された議案の審査の経過及び結果については以上のとおりであります。この後、議案第99号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）と議案第82号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを協議会で協議しました。

議案第99号については産業建設常任委員会の所管部分について協議しましたが、意見は何も出ませんでした。

議案第82号については、12月5日、全員協議会で配付された資料に基づき、その内容等を協議しました。協議の結果、産業建設常任委員会所管の契約についてはすべて適当であると認識しましたが、本議案が付託された総務常任委員会においてもその内容を十分精査され、より一層慎重審査されることを希望するとの意見を全会一致で決定し、議長に提出しました。

議案の審査、協議が終了した後、再び委員会を再開し、閉会中の継続調査について議題になりました。産業建設常任委員会の所管事務のうち、1. 土地利用計画について、2. 道路整備計画について、3. 水道事業の事務改善についての三つの事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しました。

なお、土地利用計画についてと道路整備計画については、公共交通対策特別委員会や夢のまちづくり都市計画特別委員会の調査事項と重複する部分もあろうかと思いますが、これらは産業建設常任委員会の調査事項とすることで両委員長と調整済みであることをあわせて報告します。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。産業建設常任委員会委員長 広瀬時男。

議長（土屋勝義君） これより議案第83号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第83号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第90号瑞穂市集会場条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第90号瑞穂市集会場条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第93号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第93号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第94号瑞穂市駐車場条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第94号瑞穂市駐車場条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第95号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第95号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第96号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第96号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第97号瑞穂市横堤公園条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第97号瑞穂市横堤公園条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第 101号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、議案第 101号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論いたします。

私は、議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対の立場をとります。したがって、特別会計の補正予算の 100号国民健康保険、101号下水道事業特別会計、102号下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計、103号瑞穂市水道事業会計補正予算、全部、職員の給与改定に伴う減額が補正で入っておりますので、84号との整合性を持たせるために反対といたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 賛成の立場から発表します。

先ほどの委員長報告のとおり、慎重審査した結果、議案第 101号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については賛成をいたします。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 101号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第 101号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第 102号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 102号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第 102号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第 103号平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。



これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 103号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第 103号平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 閉会中の継続調査申出書について

議長（土屋勝義君） 日程第24、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

産業建設常任委員長から、会議規則第 104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第25 議案第79号から日程第28 議案第99号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第25、議案第79号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少についてから日程第28、議案第99号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 広瀬捨男君。

総務常任委員長（広瀬捨男君） 議長の許可を得ましたので、委員長報告をさせていただきます。

ただいまより、総務常任委員会へ付託をされました議案4件の審査の内容、並びに結果について順次報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました議案は、議案第79号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について、議案第82号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第99号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）であります。

次に、審査の経過について申し上げますと、12月13日、14日、総務常任委員会を議員会議室において開催し、付託されました議案について、市長、助役、収入役、市長公室長、総務部長、秘書広報課長、政策推進課長、総務課長、財政課長、税務課長及び会計課長の出席を求め、それぞれ詳細な説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

その内容を議案に沿って簡潔に申し上げます。

まず、議案第79号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について報告します。

本議案は、養老郡上石津町及び安八郡墨俣町が合併により岐阜県市町村会館組合を脱会するため、組合を構成する市町村数を減少するもので、議案に対する質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第82号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。

本議案は、地方自治法第234条の3の改正に伴い、地方自治法施行令第167条の17が設けられたことによるものです。その内容は、普通地方公共団体の契約の原則は単年度主義で、年度を超えて契約をしようとする場合は債務負担行為を行うことで可能であるのですが、例外的に第234条の3において、翌年にわたる契約として、例えば電気・ガス等の契約などが認められていたのですが、このほどこの条文が改正となり、新たにその他政令で定める契約が追加されたものです。施行令では、翌年度以降にわたる物品の借り入れ、役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすもののうち、条例で定めることと規定されているため、本条例が上程されました。

本案については、産業建設常任委員長からも総務常任委員会においてその内容等を十分精査され、より一層慎重審査されることを希望する旨の報告が議長あてに出されており、その意向も踏まえて慎重審査を行いました。

質疑では、契約額での制限を考慮しないのか、あるいは契約が複数年にわたることから公平性・透明性が損なわれないか、また既に契約を締結している業者が固定化するのではないかなどの意見が出されました。これに対する回答として、国の総務省自治行政局長からの通知内容の説明もあり、商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年4月1

日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象になる。契約の締結に当たっては、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があるとの考えから、5年以内を条例に明確化し、運用についても限定的に実施する等の説明がありました。

しかし、反対の意見として、さきに提出された資料にある業務の中に施設管理公社やみずほ公共サービスが受注者になることが想定される業務があり、指定管理者制度との関連で管理と業務の区分があいまいで、説明が十分でなく、不透明であるとの意見が出されました。

こうした審査の中で、瑞穂市議会会議規則第94条の規定に基づき、本条例第2条第1号中「事務機器」の次に「(ソフトウェアを含む。)」を加え、「賃貸借契約」の次に「及び保守管理契約」を加え、同条第3号を削るという内容の修正案が出されました。

修正案の審査の中で、反対意見として、12月5日の全員協議会において配付された資料及び指定管理者制度との関連で市長は直営にすると説明されているが、瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条を適用し、公募によらず指定管理者を選任すべきであるとの意見が出され、採決を行った結果、まず条例案の第2条等を修正する案については賛成多数で可決し、続いて修正案以外の条例案についても採決を行った結果、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、平成17年度国家公務員及び岐阜県職員の給与改定の勧告にかんがみ、平成18年からの市職員の給与、扶養及び勤勉手当の改正、並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当を改定するための条例の一部改正を行うものです。

質疑の中で、瑞穂市は全国で職員給与が一番低い市と報道されているが、是正する手段、勤務年数に応じた給与及びラスパイレス指数についての見解を求める意見が出されました。これに対し、合併前、合併後も勧告を無視したことはなく、人勸に準じて改正しており、報道内容に疑問を感じる部分もある。新規採用に年齢制限は設けていないため、ラスパイレス指数に影響している。また、来年度給与体系が大幅に改正されるので、変わる要素があるとの説明がなされました。

反対意見として、景気が悪いときに官が民間にならい下げているは、賃下げの競争になってしまい、社会的購買力の低下を招き、不況を構造的に長期化させてしまうという意見と、時代の流れで勧告がなされたため改正すべきとの賛成意見が出され、採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第99号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,765万2,000円減額し、歳入歳出とも126億8,177万

円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、職員の給与改正に伴う給与、職員手当等の減額及び定期昇給分による人件費関係。民生費では、もとす広域連合介護保険分負担金、福祉医療費扶助費、広域入所保育所運営費負担金。衛生費では、下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計繰出金の減額。農林水産業費では、ぎふクリーン農業生産流通総合整備事業補助金、農地費償還金。土木費では、橋梁改良費河川改修事業業務委託料及び河川改良費河川新設事業業務委託料の減額、道路改良費補償費、アスベスト調査費用助成金、下水道事業特別会計繰出金。消防費では、岐阜市消防事務委託料。教育費では、中学校管理費設計委託料の減額、小学校管理費工事請負費、備品購入費、図書館費土地購入費が上げられます。

歳入では、来年度末を見込んだ民生費国庫負担金、教育費国庫補助金及び公共施設整備基金繰入金の減額、また保育所対象児童及び福祉医療費の増加による増額、農村総合整備事業賦課金及びぎふクリーン農業生産流通総合整備事業県補助金の増額などです。

主な質疑、説明の内容は次のとおりです。

土木費橋梁改良費河川改修事業業務委託料、河川改良費河川新設事業業務委託料減額の原因に対して、河川改修下犀川橋事業及び新堀川事業業務は、それぞれ今年度、土地買収用地交渉までとする事業実施による減額である。

アスベスト調査費用助成金の算定根拠及び公共施設調査の進捗状況については、1件につき2万円補助で10件分、公共施設調査は1月20日期限までに調査するよう実施中であり、巣南地区は終えた状況である。

ぎふクリーン農業生産流通総合整備事業の内容、受益者負担原則については、無人ヘリコプターによる消毒散布事業で3分の1の県補助分であり、市助成はなしであるとの説明がなされました。

反対意見として、職員の給与に関する改正に反対をしているので、関連のある補正予算には反対するという意見が出されました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務常任委員会の審査の内容とその結果について、議会会議規則第39条の規定により報告いたします。平成17年12月20日、総務常任委員長 広瀬捨男。

議長（土屋勝義君） これより議案第79号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第79号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時09分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第82号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対する委員長の報告は修正可決です。

討論の順序についてあらかじめ申し上げます。討論の順序は、まず原案に賛成者、次に原案及び修正案に反対者、次に原案に賛成者、そして修正案に賛成者の順に行います。

それでは、まず原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、原案、修正案ともに反対する立場から反対討論を行いたいと思います。

まず第1点目は、第2条の第1項第2号で「施設の警備、清掃、保守点検等施設の維持管理

に関する委託契約」とありますが、施設の警備、清掃ということが具体的に明示をされております。しかしながら、この警備、清掃というものが必ず長期継続契約をしなければならないものなのかどうなのかということについて理解ができません。

さらに、執行部から提出をしていただきました資料によりますと、この長期継続契約の中に施設管理公社から2件、約3,600万ぐらいの事業が入っております。しかしながら、先ほど来申し上げておりますとおり、施設管理公社の今後の位置づけやあり方、それは組織についても職員についても言えることなんですけれども、そういうことが不明確になっているということでもあります。

さらに、この第2号の条文、もう一度読みますけれども、「施設の警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約」、松野市長はいろいろ言っておりますけれども、この「等施設の維持管理に関する委託契約」ということになりまして、「等」の中に何でもほうり込めばできるわけでありまして、それはしないといってもこの条例がそうなっているわけですから、当局の裁量によってそれができるということでもあります。

さらに私がこれは問題だと思うのは、この条文は公的施設の維持管理を全部民間委託にできる法的根拠となり得るということが問題だというふうに思います。結局は、厚生常任委員会の市長の答弁等を踏まえまして、この第2号の内容というのは官から民、施設管理公社もなくしていくという、逆戻りさせない一つの法的根拠というふうに考えざるを得ない。つまり42の7の施設管理公社の事業も全部民間にしていく、そして入っている2件もそういうふうにしていくということの法的根拠になってくるということなので、受け皿になるというふうに思います。

ですから、修正案についても、第3号を削るということが執行部の裁量により歯どめをかける、絞りをかけるという意味においては大事なことだと思いますけれども、それだけやって2号を残しておくということになりますと、施設管理公社の将来のあり方等々についてもさらに問題が残る結果になるというふうに思いますから、原案、並びに修正案ともに反対をせざるを得ないということでもあります。以上であります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 2番 篠田でございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、賛成の立場から討論させていただきます。

この修正案を見たときに、包括的にみんな大くくりになる可能性のあるものを削除し、より慎重に運営するようにとの意図があるように感じられます。よって、この修正案を賛成するこ

とにより、執行部と真摯に協議しながら今後の契約等の運営を進められることを信用しつつ、修正案に賛成させていただきます。以上でございます。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

私は、原案、修正案ともに反対の立場で討論を行います。

私は、そもそも契約とは単年度で契約するというのが原則だと思います。今回の地方自治法の改正は、例外的に事務を効率化するために長期契約を認めるという改正だと判断をしております。そういうことから、例外的に認める場合については、その契約内容を厳しくチェック、規制をするというのが原則だと思います。

しかし、今回出されております条例案の中で、長期契約できるものの項目が1項から3項までございますけれども、非常にあいまいで、解釈によってはどこでも拡大できるという条項になっております。そういう点から反対であるということを表示しておきます。

修正案で3項を削除するというので、拡大の範囲を少しでも狭めようという修正案でございますけれども、2項の警備、清掃、保守点検等というところでしり抜けになってしまっているという点から、契約内容をしっかりチェック、規制するというのができない状況の改正になっておることでございます。

さらに、期間につきましても、5年以内とするという期間ですが、この期間は長過ぎると思います。長くても3年が適当だと思っております。

以上の点から、契約の内容についてもっとしっかり規制をできるようなチェックをするということと、期間を短縮することが必要だという立場から、原案、また修正案に対して反対の討論をいたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番 若園五朗です。

今回出された82号の執行部の提案、1、2、3号ございますが、第2号につきまして、施設の警備、清掃、保守点検等施設の維持管理ということでございますが、今回の自治法の234条の3の中に、平成16年度の改正で、多様化する契約の形態に機能的に対応するために、市長も答弁しているように、単年度の契約を継続するというので長期契約を認めるという自治法に

なっていますけれども、前回、全協の席で13の委託料の保守契約の中にいろいろと出ている中で、先ほど小寺議員が言われたように、本来単年度契約するわけですが、内容を精査してみますと、保守管理契約の中に、今現在やっておる中で議会としてはある程度明確にするという意味で、今回執行に当たっては、この保守管理契約について本来は単年度契約ですけれども、長期契約になるについても執行部と議会といろいろ執行の状況について精査することはできますので、執行に当たっては支出について明確にお願いしたいと思います。そのために、今回の長期契約の締結することのできる修正案についての賛成討論にさせていただきます。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

これより議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。



5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べます。

まず1点、瑞穂市職員の給与が大変低過ぎることです。総務常任委員会で執行部よりラスパイレース指数そのものに対する疑問が指摘されました。しかし、ラスパイレース指数に対して新たな資料を示しての反論ではありませんでした。また、近い将来、新しい統計のとり方による数値が示される予定であるという発言も執行部からありましたが、たとえそうなったとしても、その数値によって瑞穂市職員の給料が平均に達するかどうかは甚だ疑問です。

反対の第2点として、もともと人事院勧告には一般職の給与のみ勧告されているのであって、行政の特別職と議員職に関しては勧告の中に入れていません。

反対の3点目として、今は地方分権の時代となり、自治体が個々に判断できることが大幅にふえました。市長がいつもおっしゃられますように、横並びにする必要はない、瑞穂市独自の判断でやっていただきたいと思います。

以上まとめますと、全体として低い方をさらに低くする、高い方をさらに高くするというこの議案はおかしいのではないのでしょうか。

昨日も、私に市民の方からメールがありましたが、内容はこういうものでした。「瑞穂市議会も変わってきました。穂積町時代から執行部から出された議案にほとんど全員賛成だったのが、二元代表制の一方としてきちんと反対討論できる議員がふえてきたのは、市民として大変喜ばしい」といううれしいメールでした。

あと4日でクリスマスですが、私はキリスト教徒ではありませんが、市長にここでクリスマスプレゼントの言葉を贈りたいと思います。「まず隗より始めよ」です。

以上で反対討論を終わります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 熊谷議員の反対討論に対して、賛成の討論を申し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

先ほど、瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が決まったんですね。皆さん議員の中で採決されて条例が決まったというところで、また瑞穂市条例に対する執行部がどうのこうのという問題以外に、条例がはや通ったということは補正予算の中で当然出さなければいかんものを、あべたこべたの話をされる。こういう議員であっちゃあおかしいんじゃないかなと思うんですね。やっぱり決まった以上は、補正予算の中にもものせることが当然だと思うんです。

そういうことで、私は、執行者の考え方の中で信頼するところは信頼していかないと瑞穂市の行政が進まないし、瑞穂市の市民に対しても大変迷惑がかかるという考え方を持っておりませんので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、この給与に対しては先ほど議論になったわけですが、人事院勧告で決まって、急に職員の給与を上げたり下げたりというようなことは当然やっちゃあおかしいし、流れの中で進めるものだと、こう思っているんです。急に職員に全部上げるよと、そんなことをやればバランスが崩れるわけですから、このバランスがすべてだと思ひます。ですから、この0.3の改正になった給料は瑞穂市独自で執行部の考え方もあったわけですが、4月からさかのぼってというのをやめて1月1日からという、遡及をしないという配慮をされた。そのことを私は本当にすばらしいことだと思ひて、これは賛成すべきことだと思ひております。一つ一つ議員として議会で決定したことは決定した考え方を話していただければ幸ひかと思ひますので、よろしくお願ひします。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第99号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、議案第99号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）に反対の立場で討論いたします。

議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、私は反対の立場をとりました。したがって、一般会計補正予算の中に職員給与の減額の補正予算が含まれておりますので、私はこれに反対いたします。

全体の経費削減は、低い方をさらに低くし、高い方をさらに高くするのではなく、まず全国平均を立派に超えている三役の給与から下げるべきであるという立場に立ちますので、この議案第99号に反対討論をいたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 今回の一般会計補正予算の賛成討論をさせていただきます。

先ほどの84号を絡めて、内容ですけれども、今回の職員の給与の扶養手当につきましては、人事院勧告により1万3,500円から1万3,200円ということで減額になってはいますが、勤勉手当につきましては、100分の70が100分の72.5ということになっています。また、議員においても同じような形で、今回、期末手当等の見直しがされているところでございます。それらを含めての今回の補正予算でございますので、一連の勤勉・期末手当等につきましては人事院勧告の、100人以上の企業等を対象とし、自治体との均衡を是正するための条例改正ということで今回上がっています。前回の一般質問で、瑞穂市のラスパイレスの問題については市長が頑張っただけから見直されると思いますので、細かいことは言わずに、全国並みの勤勉手当とか、あるいはそういうことにつきましては全国的に上がる話ですので賛成するのが筋だと思います。職員については適材適所の人員配置とそれなりの企業努力、頑張れば市長は必ず給料を上げてくれますので、それは市長をかばうことも大事だと私は思います。以上で終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第99号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第29 発議第12号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第29、発議第12号「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書についてを議題にします。

本案について趣旨説明を求めます。

14番 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 議席番号14番 広瀬捨男でございます。

お手元に配付されております、発議第12号「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書の趣旨説明を行います。

この意見書は、山本訓男議員、松野藤四郎議員の賛成を得ましたので、会議規則第13条の規定により提出をいたします。

以下、趣旨説明をさせていただきます。

「進行性化骨筋炎」は大部分は乳幼児期に発症し、身体の筋肉等が骨に変化し、その骨が身体の関節を固め、あらゆる部分の動きの自由が奪われるほか、身体の変化に伴い、呼吸器官や内臓への影響を受ける病気で、最終的には肺活量の低下等から呼吸困難となり、普通30歳から40歳で死に至るようであります。

この病気は、医師、看護師でも認知度が低く、さらには患者会や支援団体もないため、患者数の実数も把握できない実情のようですが、近隣では岐阜市に1人、安八町に1人、全国では約200人程度のようなのですが、潜在的には約600人とも言われて、実態がつかめておりません。

原因不明の部分が多く、治療方法も確立されておらず、難病に指定されていないため、医療支援や生活支援も受けられず、患者や家族にとって精神的・経済的に大きな負担となっております。

進行性化骨筋炎を難病に指定することにより、早期に治療方法の確立を図り、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう、国に対して要望するものであります。

なお、この意見書が可決されましたら、衆・参両議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出していただきたいと思っております。

以上、趣旨説明をさせていただきましたが、何とぞ皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いたします。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第12号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は委員会付託を省略する

ことに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 7番 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 議席番号7番、翔の会、浅野でございます。

今、意見書の中にいろいろと病状などの説明がございましたけど、我々議員の手元にあります書面から行きますと、進行性化骨筋炎、進行性骨化性線維異形成症ということで全然内容が違って来るんです。いわゆる化骨筋炎ですと炎症を起こすんです。それから、異形成ですとそれをつくるということで、全然表現が違います。それと医学用語、ドイツ語並びに英語で書いた場合、この二つは全然違うスペルになりまして、発症の原因が違って来るんですが、この辺の説明を提案者の方から御説明いただきたいと思います。終わります。

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 先ほどの浅野議員からの質問に、的確じゃございませんけれども、自分の調べた範囲、非常に私も語学、ドイツ語も弱いしあれなんですけど、一応自分の調べた範囲をさせていただきたいと思います。

先ほど浅野議員の言われたことについて、文献によりますと進行性骨化性線維異形成症は、先ほど言いましたように、全身の骨格筋、筋膜、腱、靭帯などの結合組織に多発性進行性異所性骨化を生じるまれな先天性疾患であると。それが、この文献によりますと途中で名前が変わったように書いてあるんですけど、ボンダッシュが「進行性化骨筋炎」と命名をして以来、この名称に一般的であったんですが、マクシクという方が結合組織に一時性の異常があることから「進行性骨化性線維異形成症」と改名し、以後その疾患が普及しているということを書いておりますので、ちょっと提出箇所等にもお聞きしたら今の言い方でいいということですので、答弁になっていないかわかりませんが、一応文書で書いたものがあるんですけど、よろしくをお願いします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小川勝範君。

10番（小川勝範君） 議席番号10番です。

ちょっと提案者に御質問をいたします。瑞穂市ではそういう該当者は見えますか、ないですか。

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 小川議員の質問にお答えいたします。

先ほどちょっと、私早口で言ったかもしれませんが、近隣市町村では岐阜市に1人、安八町に1人ということで、その他は潜在的にお見えになるかわかりませんが、統計上その2人だけしか見えなくて、全国で200人ぐらい、完全な治療方法はないんですが受けておみえになるということで、潜在的には先ほどお話ししましたように、医学界では600人ぐらい見えるんじゃないだろうかとということで、それが精いっぱい調査だったんですけども、結論的には瑞穂市には潜在的な方が見えるかもわかりませんが、現在きちっと病名がわかって治療らしきものを行ってみえる人はないと聞いております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第12号「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書についてを採決します。

発議第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第12号は可決されました。

---

日程第30 発議第13号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第30、発議第13号議会制度改革の早期実現に関する意見書についてを議題にします。

本案について趣旨説明を求めます。

19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 議会制度改革の早期実現に関する意見書を、地方自治法第99条の規定に基づく瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

賛成者は、広瀬捨男議員、小寺徹議員、広瀬時男議員、篠田徹議員の各常任委員長であります。

それでは、趣旨説明ということではありますが、案文を朗読して提案といたします。

議会制度改革の早期実現に関する意見書。

国においては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議

を行っている。このような状況を踏まえ、全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対して表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向をみると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、抜本的な制度改正が行われるよう強く求める。

記、1 議会の招集権を議長に付与すること。

2 地方自治法第96条2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。

3 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。

4 議会に附属機関の設置を可能とすること。

5 議会の内部機関の設置を自由化すること。

6 調査権・監視権を強化すること。

7 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

以上であります。

なお、提出先は、衆議院議長 河野洋平、参議院議長 扇 千景、内閣総理大臣 小泉純一郎、総務大臣 竹中平蔵でございます。

地方分権化時代における議会の権威の確立、それに対応した議員の身分の位置づけ及び待遇改善については、全国市議会こぞの長年の課題であります。したがって、意見書が採択されて、一日も早くその内容が全国的に実現されることを願いながら提案とさせていただきます。以上であります。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第13号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。

西岡議員に御質問を申し上げます。提出されました意見書の中の1から6までは、なるほど今後の地方分権というあり方においては大変必要な提案ではないかというふうに思うわけでありましてけれども、この第7項目めの「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに」という提案があります。この議会の議員という名称を公選職という名前に改め、別途そういった項目を設けるということと、ここにあります地方自治の根幹をなす議会等のあり方との関係がいま一つよく理解できませんので、この点について御説明をいただきたいというところであります。

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ただいまの安藤議員の質問にお答えしたいと思います。

現在行われております28次の地方制度調査会の中でも、全国市議会議長会の議長が出席をして既に公聴会等で陳述をいたしております。その陳述の内容等をインターネットで調べて読んでみた限りの範囲でお答えをしたいと思いますけれども、要は地方議員をどう位置づけるか、議員の活動をどう位置づけるかということがまず大前提であろうと思うんですね。

というのは、今までの議員というのは、どちらかというとな誉職的で、地域の名望家といいますが、そういう方たちが議員に出てこられるということが非常に多かった。しかしながら、まさしく地方分権化時代の中で、これまでどおりの議員の名誉職的なあり方でいいのかどうか。とりわけ知識においても専門化をしてきております。そして、活動についても専門化をしてきておるといような現状を考えながら、先ほどのような提議に市議会議長会でなっていると、思うんです。

この前も少し総括質疑等の中で言ったかと思えますけれども、議員の活動を名誉職という立場からすると、議会に何日出たか、この本会議ですね。あるいは、委員会の会議に何日出たか。それが議員活動であるというような非常に狭い考え方があった。そうじゃないんです。そんなものは議員活動、あるいは議会活動の一部です。議会活動の中の一部であります。そういうことではなくて、議員の活動というものをもっと幅広くとらえる。ということは、朝から晩まで、PTAの会議があるとか、あるいは地域の会議があるとか、さまざまな各種団体の会議があるとか、あるいは議員として相談に来られたことに対してこたえる活動であるとか、あるいは議員独自の調査・研究の勉強であるとか、総体として考えれば、まさしく議員活動の幅は物すごく広いということですね。だから、今までのような名誉職的な本会議だけの議員活動ということではなくて、もう少し幅の広いものに議員活動、あるいは議会活動というものをとらえて、それに対して地方自治法上の特別職の公務員というような枠ではなくて、これはまた具体的に分類してその条文を起こす等々があるかと思いますけれども、二元代表制にふさわしい議会の



議員職を専門職として、公選職として、住民によって選ばれた身分として新たにつけ加えると。これはまた新しい概念だと思いますけれども、実態を踏まえた提議であるだろうと。これは全国津々浦々の市議会議員の、先ほど申し上げたように、共通の課題ではないのかということ、したがって、そういう活動を議員活動だとするならば、その前提に立って今までの名誉職的な活動の名称であるところの報酬というものを別のものに変える。

ちなみに、市議会議長会で例として言っておりますけれども、国会議員は歳費になっているじゃないですかという言い方をしておりますけれども、それは今後具体的に煮詰めていく課題であるだろうというふうに思っております。

以上、もう少しまた安藤議員もインターネットで調べていただきまして、この28次の地制調の議事録等を御参考にお読みいただくといいのではなからうかというふうに思っております。以上であります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第13号議会制度改革の早期実現に関する意見書についてを採決します。

発議第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第13号は可決されました。

---

日程第31 発議第14号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第31、発議第14号「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書についてを議題にします。

本案について趣旨説明を求めます。

14番 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 議席番号14番 広瀬捨男でございます。

お手元に配付されております、発議第14号「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の趣旨説明を行います。

この意見書は、全国市議会議長会からの要請もあり、常任委員長、小寺徹議員、広瀬時男議員、篠田徹議員の賛成を得ましたので、会議規則第13条の規定により提出いたしました。

以下、意見書の朗読をもって趣旨説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書。

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記、1 3兆円規模の確実な税源移譲。

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

2 都市税源の充実確保。

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

3 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施。

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

4 義務教育費国庫補助負担金について。

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を

実現すること。

5 施設整備費国庫補助負担金について。

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

6 法定率分の引上げ等の確実な財源措置。

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引上げで対応すること。

7 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正。

地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

8 「国と地方の協議の場」の制度化。

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

なお、この意見書が可決されましたら、衆・参両議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策・金融担当大臣、総務大臣、財務大臣に提出していただきたいと思います。

以上、趣旨説明をさせていただきましたが、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。  
議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第14号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第14号「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書について採決します。  
発議第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第14号は可決されました。

---

#### 日程第32 議員派遣について

議長（土屋勝義君） 日程第32、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第 161条の規定により提出しております。

内容については、平成18年 1月26日から 2日間、東京都の西東京市役所と愛知県の田原市役所に議員全員を派遣したくと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については決定しました。  
これで本日の日程は全部終了しました。

---

#### 閉会の宣告

議長（土屋勝義君） 会議を閉じます。

平成17年第 4 回瑞穂市議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

閉会 午後 0 時12分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年12月20日

瑞穂市議会 議長 土屋勝義

議員 篠田徹

議員 若園五朗